

岩手県告示第867号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年11月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成22年8月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社永伸
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中ノ橋通一丁目7番1号
 - ウ 代表者の氏名 玉澤広成
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-17）第6837号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年6月30日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成22年10月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社マルタツ
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字砂盛1番地28
 - ウ 代表者の氏名 熊谷勉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-17）第7703号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年10月19日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。